

アーキビスト認証委員会（第19回）議事の記録

1 開催日時 令和5年6月1日（木） 14時30分～16時20分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（委員長）	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
（委員長代理）	大友 一雄	（国文学研究資料館名誉教授）
（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴彩館顧問）
	井上由里子	（一橋大学大学院教授）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（元埼玉県立文書館副館長）
	福井 仁史	（国立公文書館首席研究官）

（内閣府）	坂本 眞一	大臣官房公文書管理課長
（国立公文書館）	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

（参考人）	白井 哲哉	（筑波大学大学院教授）
	藤野 正豪	（中央大学大学院事務室職員）
	宮間 純一	（中央大学大学院教授）

※参考人は、議題1の該当部分のみ出席

4 議題

- （1）令和5年度アーキビスト認証の実施について
- （2）認証アーキビストの更新に係る検討について
- （3）准認証アーキビスト関係規則等の検討について
- （4）その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第19回アーキビスト認証委員会を開会する。本日、井上委員はオンラインでの参加となる。

本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

始めに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、議事次第にあるとおり、始めに、今年度のアーキビスト認証の実施について、新たに設けられた大学院修士課程の科目の追加や、今年度の実施に向けた取組の状況とスケジュール案についてご確認いただく。

次に、前回に続いて、認証アーキビストの更新について、審査方法や「よくある質問（FAQ）」の具体化について、ご検討いただく。

最後に、前回ご意見をいただいた「准認証アーキビスト」骨子に基づいて、関係規則等の具体化を図っていくために検討が必要な事項について、ご意見を頂戴したい。

なお、この場を借りて、最近の当館の取組をご紹介申し上げる。展示スペースでは、令和5年度第1回企画展「家康、波乱万丈！」を4月15日から6月11日まで開催しており、大変好評をいただいている。当館は、徳川家康が創始した富士見亭文庫、後の紅葉山文庫に当たるが、この旧蔵書を多く引き継いでおり、現在まで大切に保存し、利用に供している。今回、紅葉山文庫をはじめとした江戸幕府旧蔵書を中心に展示をしているので、ぜひご覧いただきたい。

また、来週6月9日には、「アーキビストの育成・輩出、採用・配置」というテーマの下に、全国公文書館長会議を開催する予定である。

本日は、令和5年度最初の委員会となり、アーキビスト認証も4年目に入る。委員の先生方におかれては、引き続きご協力を賜ようお願い申し上げます。本日もよろしくお願いしたい。

○高埜委員長 続いて、内閣府大臣官房公文書管理課、坂本眞一課長に本日ご出席をいただいているので、ご挨拶いただきたい。

○坂本公文書管理課長 4月に着任した坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。私は20年近く前に、当時の公文書管理室に短期間お世話になったことがある。公文書管理法が出来る前だったので、隔世の感がある。特にアーキビスト認証について、当時も資格が求められるということは、話はあったと思うが、実際に出来ているということは非常に大きな前進だと思っている。地方の期待なども高いと思うので、拡充に向けて協力させていただきたい。

○高埜委員長 なお、坂本課長は公務のため、途中で退室される予定である。

議題1 令和5年度アーキビスト認証の実施について

○高埜委員長 本日の議題に入りたい。議題1「令和5年度アーキビスト認証の実施について」である。アーキビスト認証委員会運営細則第4条第3項では、「委員長は、委員会が必要と認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見を求めることができる。」と規定している。これにより、議題1に係る資料1の別紙1の内容について、本日の委員会において、参考人として中央大学大学院、筑波大学大学院の担当の先生にご出席いただくこととしたいと考えるが、委員の皆様、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

○高埜委員長 それでは、中央大学大学院、筑波大学大学院の先生方、入室いただきたい。

（中央大学大学院、筑波大学大学院、オンラインにて入室）

○高埜委員長 事務局よりご説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料1の別紙1に基づき説明

資料1「令和5年度アーキビスト認証の実施について」のうち、「1. 新設された大学院修士課程の科目確認、既存科目・研修のフォローアップ結果」が別紙1にあたる。今回新設された大学院の科目は、中央大学大学院と筑波大学大学院の科目である。

中央大学大学院文学研究科アーキビスト養成プログラムについては、必修10単位と選択必修4単位としており、このうち選択必修4単位は、「アーカイブズ学研究A・B」もしくは「記録管理学特講A・B」のどちらかを受講して4単位分を満たすこととしている。別紙1、6ページの様式3「科目と審査規則別表1との対応関係」にあるとおり、これらの科目が認証アーキビスト審査規則別表1に示す知識・技能等の内容と対応していることを確認した。

続いて、筑波大学大学院の科目である。情報学学位プログラムと人文学学位プログラムの両プログラムが共同して設置する形を取っており、4単位を選択必修科目としている。別紙1の11ページの様式3「科目と審査規則別紙1との対応関係」にあるとおり、筑波大学大学院の科目についても、これらの科目が認証アーキビスト審査規則別表1に示す知識・技能等の内容と対応していることを確認した。

次に、資料1の「(2) 既存科目・研修のフォローアップ結果」であるが、学習院大学大学院、大阪大学、島根大学大学院、昭和女子大学大学院、東北大学大学院の各大学の科目及び当館、国文学研究資料館の研修については、引き続き、認証アーキビスト審査規則別表1に対応していることを確認した。

以上が、資料1の「1. 新設された大学院の修士課程の科目確認、既存科目・研修のフォローアップ結果」である。

- 高埜委員長 別紙1は、内容も豊富なので、委員の先生方から確認事項あるいはご質問などあれば、このタイミングでお出しいただきたい。特に中央大学大学院、筑波大学大学院の科目の内容については、両大学の先生にもご出席いただいているので、ご質問にお答えいただく場として考えている。
- 大友委員 アーキビストとして必要な知識・技能等について体系的に修得できるコースを大学に設置することは、学内で必要な単位を準備するということだけでも非常に大変なことであり、ご尽力があったのだと思う。中央大学にお聞きしたいが、別紙1の4、5ページを見ると、「国立公文書館認証アーキビストに認定されるためのフロー」が書いてある。認証アーキビストの一要件の知識・技能等を満たすには、「中央大学大学院アーキビスト養成プログラムを修了する」、もしくは、「史料管理学研究を履修し、単位を修得する。」とある。この「史料管理学研究」は、国文学研究資料館が実施しているアーカイブズ・カレッジ（長期コース）の修了によって単位を認定されるものという。つまり、認証アーキビストの一要件である知識・技能等を満たすために、2つの学修の場が用意されているが、両者はそれぞれ絡んでおらず、別個のものとして存在するようにも読める。この両者を合わせたような形は考えられなかったのだろうか。経緯なども含めて教えてもらいたい。
- 高埜委員長 中央大学の宮間先生、お願いしたい。
- 宮間教授 中央大学大学院は長年、国文学研究資料館にお世話になり、アーカイブズの世界に多数の専門人材を輩出してきた歴史がある。当初はアーカイブズ・カレッジ（長期コース）と当大学院のプログラムを掛け合わせるような形で構成を考えていたが、国立公文書館と相談する中で、アーキビスト養成を行う上でアーカイブズ・カレッジを利用することは構わないが、アーカイブズ・カレッジ（長期コース）はすでに認証アーキビスト審査細則へ掲載されているため、認証アーキビスト審査細則への追加という観点からは、中央大学独自のプログラムを構成するほうが好ましいとお聞きした。そこで、国文学研究資料館の先生方ともご相談し、中央大学の大学院生には、アーカイブズ・カレッジ（長期コース）と当大学院のプログラムの両方を示して、それぞれのメリットを説明した上で履修を選択してもらう形を取ることにした。なお、両方履修することを妨げているわけではなく、中央大学大学院のアーキビスト養成プログラムを履修した上で、さらにアーカイブズ・カレッジも履修できるようになっている。
- 大友委員 これだけの科目を用意することは、大学にとって大変なことだと思う。足りない部分をアーカイブズ・カレッジあるいは他大学との単位互換のような形で補い、コースをつくるという可能性を残しておくことは大切ではないだろうか。中央大学が全く切り分けてしまうと、ほかの大学の手本になりにくいのではないかと思います、事情をお尋ねした。
- 宮間教授 ご指摘の点については、私たちも承知しているところであるが、今後も国立公文書館ともご相談し、国文学研究資料館や、また、学習院大学をはじめ、他大学との単位互換も実施しているので、そういった枠組みもうまく利用できないかさらに検討し、手本となれるよう、取り入れられるところは取り入れていきたい。
- 高埜委員長 ほかの観点から、何かご質問、ご意見はあるか。
- 福井委員 大学院での教育等には門外漢であるため、教えてほしい。まず、中央大学大学院の「地域アーカイブズ論」とは、一体どのような内容なのか。地域に密着したアーカイブズに

について何らかの検討をするのか、あるいは既に存在している地方の公文書館等に基づいた地域の研究網等について紹介するような科目なのか。教えてもらいたい。

筑波大学については、「情報組織化」の科目と「記録情報管理」の科目を別立てで設けているが、両者はどのような違いがあるのか教えていただきたい。

○高埜委員長 では、まず中央大学の宮間先生からお願いしたい。

○宮間教授 「地域アーカイブズ論」は、今年度は福岡紀子先生にご担当いただく予定である。後期開講科目であり、まだ動き出している科目ではないが、私たちがどういう意図でこの科目をつくったのか説明したい。

公文書管理や国の公文書について扱う授業はあるが、民間アーカイブズや地方自治体の資料あるいは自治体史との関係などを扱う科目が用意できていなかった。また、資料レスキューに関する科目も既存の科目にはなかった。さらに、資料の保存、劣化や害虫への対応などについても、教える科目がなかったため、これら地域のアーカイブズに関わる事項を広く扱う目的で「地域アーカイブズ論」を新設した。

○高埜委員長 続いて、筑波大学の白井先生をお願いしたい。

○白井教授 まず「情報組織化」は情報学を専門とする研究分野である情報学学位プログラムに設置している講義科目であり、具体的にはメタデータスキーマやリンクトオープンデータ、オントロジーなど、情報の組織化そのものの基礎的な内容を学ぶ。

もう一つの「記録情報管理」は、アーカイブズの現場で知見や経験を蓄積されている方々に非常勤講師をお願いし、実際にアーカイブズでの実務に関する演習を行う科目である。アーカイブズの事業について、例えば展示の計画や学校連携について、あるいは公文書等の移管などについての概説を行った後に、問題を受講生に投げて、それぞれの受講生が取り組み、それに対しての相互検討及び講評を行うことを予定している。

○福井委員 承知した。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

それでは、私から1点お聞きしたい。中央大学の「インターンシップ（アーキビスト実務研修）」という科目名についてである。「インターンシップ」という言葉自体は、例えば「講義」や「演習」と対になる概念であり、個人的な意見を述べると、科目名としては「アーキビスト実務研修（インターンシップ）」という順番になるのではないかと思う。つまり、科目名に「インターンシップ」とだけあっても、実際の内容が分からない。今後も括弧内の文言をセットで表記していただくという点を確認したい。中央大学からご意見があればお願いしたい。

○宮間教授 高埜委員長がおっしゃるように、実態は「アーキビスト実務研修」である。この「アーキビスト実務研修」を科目名として前に出せるといいが、実は既に、学芸員やほかの高度専門職に関わる「インターンシップ」という科目があり、それを活用し、「（アーキビスト実務研修）」と括弧書きをつけて、今回新しい科目としており、学内における手続上、このような科目名となっている。内容は、八王子市で公文書の評価選別などの実務を行うものである。今後科目名を修正できないかも含め、検討を進めていきたい。

○高埜委員長 先生方、ほかにはよろしいか。中央大学大学院と筑波大学大学院の先生方、ご出席ありがとうございました。両大学院のアーキビスト養成がさらに発展することを期待している。それでは、先生方はここでご退室をお願いしたい。

（中央大学大学院、筑波大学大学院、退室）

○高埜委員長 それでは、引き続き、事務局からご説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料1の別紙2、3、4に基づき説明

資料1別紙2は規則・細則の改正の新旧対照表であり、先ほどご説明した中央大学大学院、筑波大学大学院の科目を認証アーキビスト審査細則別表1に追加する改正案である。また、別紙2の4ページ以降に認証アーキビスト審査規則の一部改正案を示している。前回の委員会でご検討いただいた、申請書の様式に係る具体的な変更である。

続いて、別紙3「令和5年度 認証アーキビスト 申請の手引き（案）」をご覧ください

たい。令和4年度からの変更点は、様式の変更などである。それ以外にも、より分かりやすい表現となるよう修正を加えている。

最後に、別紙4「令和5年度 アーキビスト認証スケジュール（案）」である。「認証の実施」についてであるが、審査規則・細則の改正や「申請の手引き」の見直し等について本日の委員会でご了解いただいた後、速やかに館内手続を進め、来週に控えている全国公文書館長会議の前には公表したいと考えている。次に、「普及啓発事業」については、申請者向けの動画を館 YouTube チャンネルで公開、また、「関係機関等向け」には、求めに応じて説明会等を随時実施したいと考えている。「高等教育機関との連携」についても、さらに協力を進めていきたい。「その他」の「准認証アーキビストの実施準備」については、議題3で説明したい。

資料1の別紙2から4については、以上である。

○高埜委員長 別紙2、3、4の内容について、ご質問等あれば、お出しいただきたい。

それでは、別紙2の1ページから2ページにかけて、認証アーキビスト審査細則の改正が行われている点について、何か補足があればお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 別紙2の1ページについて、昭和女子大学大学院の科目名に若干の変更がある。昨年度は、「アーカイブズ理論」、「アーカイブズ史料論」という科目名で認証アーキビスト審査細則に追加した。今回改めて昭和女子大学に確認をしたところ、昭和女子大学では、正式な科目の名称のほかに「副題」というものがあり、「アーカイブズ理論」、「アーカイブズ史料論」などは全て「副題」であり、一方で、成績証明書に掲載される名称は、「歴史文化研究ⅠH」などの正式な名称であるとのことである。今後、事務局で書類を確認していく上で、正式な名称と「副題」を両方併記しておいたほうが、申請を希望する方にとっても分かりやすく、確認もしやすいのではないかとということで、改めて認証アーキビスト審査細則の「科目名」には正式な名称に加え、括弧で「副題」を併記する形を取りたいということである。

○高埜委員長 了解した。

ほかの点では、委員の先生方、いかがか。

○井上委員 今ご説明いただいた昭和女子大学大学院の科目名について、「副題」というのは大学の中でどういう位置づけになっているのか。大学によってローカルルールがあるのかもしれないが、1つの授業であるが2枚看板にしている、別の正式名称のものを充てているなどいろいろあり得ると思う。「副題」というのはカリキュラム上載らないようなものなのか、教えていただきたい。

○伊藤上席公文書専門官 別紙1の23ページをご覧ください。昭和女子大学大学院生活文化研究専攻修士課程のカリキュラム表で、正式な名称である「授業科目」と、「副題」が記載されている。このカリキュラム表は、「学生便覧・別表」に含まれており、教授会で決定されていると聞いている。

○井上委員 承知した。

○高埜委員長 ほかの点ではいかがか。

それでは、別紙2にある認証アーキビスト審査規則・細則について、赤字でお示しした改正点を委員会としてご了解いただいたものとしたい。

また、「令和5年度 認証アーキビスト 申請の手引き」、令和5年度のアーキビスト認証スケジュールについても、お示しした形で進行させるということをご了解いただきたい。

議題2 認証アーキビストの更新に係る検討について

○高埜委員長 続いて、議題2「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料2に基づき説明

資料2「認証アーキビストの更新に係る検討について」をご覧ください。今回検討事項として2点挙げている。1点目は、更新の「(1) 審査方法」についてである。2点目は、「(2) 認証アーキビスト審査規則別表2に示す事項の具体例等」として、「よくある質

問（FAQ）」記載案をご検討いただきたい。

1つ目、「審査方法」であるが、まず別紙1をご覧ください。これは更新に係る審査方法をまとめた表である。認証アーキビストの審査がスタートする際、第2回委員会資料として、認証アーキビストの審査方法をお示しした。今回、更新に係る審査方法として、同様の形でまとめたものが別紙1である。「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」の項目ごとに、「書類審査の目的」と「審査の観点」、さらに「確認事項」を整理している。

この更新に係る審査の前提であるが、「認証アーキビストは、認証の審査において「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認められている。更新の審査においては、この専門性が更新申請時においても充足していることを、申請書類に基づき、認証アーキビストが有する専門性を活かした活動の有無とその内容から確認をする。」と整理した。さらに、「なお、認証アーキビスト審査規則別表2は、認証アーキビストの活動に関する標準点数と該当する例を示したものであり、実際に申請された活動に係る点数の確定については、アーキビスト認証委員会が個別に行う。」ことを、本委員会で確認していただきたい。「審査の観点及び確認事項」に関しては、さらにブレイクダウンしたガイドラインのようなものを委員会として準備をして、実際の審査を行うことを想定している。以上、「審査方法」について、委員会として了承いただけるかご検討いただきたい。

続いて、「(2) 認証アーキビスト審査規則別表2に示す事項の具体例等」である。前回の委員会から引き続き、「よくある質問（FAQ）」の具体化を図っていききたい。前回の委員会でご議論いただいて方向性が出たものは、アーキビスト認証のホームページ等に追加をして既に公表している。今回も方針や具体的な文言等についてご議論いただき、前進して結論が出れば、速やかに周知を図っていききたい。

具体的には、4点を今回提案させていただく。3ページをご覧ください。1点目は、「研修会等」を受講したことに係る添付書類」についてである。これは前回の委員会でご検討いただいた内容を、「よくある質問（FAQ）」に掲載するため形を整えたものである。

続いて2点目は、「大学院修士課程相当の科目」の具体化」についてである。前回の委員会でご議論いただき、既に公表した「研修会等」に係る質問と回答に準じて作成している。「対象となりえる主な科目の事例」として、現在、認証アーキビスト審査細則別表1に掲載している大学院の科目を例示した。※印で、「あくまで主な事例であり、以下に示す以外の科目でも広く対象となりえ」ることを記載している。

4ページから、「実務経験」の具体例、計算方法」に関わる質問を3つ示した。これらは、更新用に文言を多少置き換えてはいるが、既に認証アーキビストの実務経験に係るFAQとして公表している内容とほぼ同様である。

最後に、5ページの「研修等の講師」の具体化」についてである。この回答案は、前回の委員会でご議論いただき、既に公表している「委員会・審議会等への委員としての参画」や、「被災公文書等の救援活動」の回答に準じ作成している。

以上が検討事項の2点目である。「よくある質問（FAQ）」記載案は、今回いただいたご意見を踏まえ、改めて館内で検討していききたい。

今後の予定であるが、更新についての検討は、来年3月まで検討を続けていききたい。前回の委員会では、今年9月で検討を終える予定としていたが、更新申請書の様式等の検討を進めるため、今年度末まで予定を伸ばしている。それ以外の予定について変更はない。来年度の冬には、「更新の手引き」を決定し、第1回更新の1年前である令和7年1月には「更新の手引き」を公表して、更新に関する説明会等を実施していききたい。

説明は以上である。

○高埜委員長 ただいまのご説明について、委員の先生方からのご質問、ご意見などがあれば、お出しいただきたい。

○大賀委員 既に「よくある質問（FAQ）」において、認証アーキビスト申請に係る「実務経験」について、週2日以下の場合と週3日以上の場合の計算方法を掲載している。更新にあたっての「実務経験」の計算方法についても、申請と同様に様々な立場で働いている方が多いので、委員の先生方から特にご異議がないところは、早めにホームページへ載せたほうがよいと思う。

- 伊藤上席公文書専門官 ご指摘のとおり、できるだけ早く提示することが大事だと考えている。今回、更新の「実務経験」に関するFAQとしては、質問と回答を3つお示ししたが、考え方は認証における「実務経験」の考え方と全く同じである。更新の申請を考えている方は、更新のFAQを確認すると思うので、この記載案でよければ、早めにホームページへ掲載したいと考えている。
- 高埜委員長 更新の申請様式については、予定では来年3月に検討するということか。
- 伊藤上席公文書専門官 来年3月までに検討をするということである。
- 高埜委員長 認証アーキビストの方々も、更新の有効期間の最終年でいきなりポイントを荒稼ぎするわけにいかないだろう。よって、更新については早めに明示していくべきだと思う。ほかの先生方、何かご質問、ご意見等あるか。
- 井口委員 更新にあたっては、5年間で認証アーキビスト審査規則別表2の合計点数が20点以上であればよい。そのため、「知識・技能等」の項目にある研修会等の受講や大学院の科目を修得することがなくても、「調査研究能力」の項目にある「単著」を出せば、これだけで20点になる。実務から離れ時間的余裕ができた方が、最初の認証を受けるときに申請した論文やレポートをまとめて1つの本にしたという事例も、更新申請時には出てくると思う。そうすると、必ずしもこの5年間の実績ではないものが「単著」としてもう一度提出してきた場合、それを20点だと勘定してしまってもよいのかという問題があるのではないか。
- 伊藤上席公文書専門官 今ご指摘いただいた、初出の時期、単著の具体的な中身の問題は、館で「よくある質問（FAQ）」記載案の「調査研究能力」の具体化を検討・整理した上で、またご意見をいただきたい。
- 井口委員 承知した。
- 高埜委員長 ほかにご発言はあるか。
- 太田委員 2点ある。1点目は、2ページの「審査方法」に、認証アーキビスト審査規則別表2に示す点数はあくまで標準点数であり、実際の点数の確定はアーキビスト認証委員会が個別に行うとなっている。これは、先ほどの井口委員がおっしゃった「単著」の問題ともつながるが、これらはあくまで標準点数であって、必ずしも20点になるとは限らないということか。例えば、「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著）」を実績として申請された場合、この本の中で公文書等の評価選別・収集に関わる論文は4割ぐらいいだ、そうすると、20点ではなくて8点だ、というように審査するということか。
- また、「よくある質問（FAQ）」記載案の「研修等の講師」についても、最後に「ただし」として、「認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断します。」とされている。認証アーキビスト審査規則別表2では「5点」となっているが、申請された研修会の内容や規模によって、5点以外の点数となりえるのか。
- もう1点は、「審査方法」の最初の段落の3行目、「申請書類に基づき、認証アーキビストが有する専門性を活かした活動の有無とその内容から確認する。」となっている点に関連して、「研修会等」を受講したことによる添付書類のFAQである。受講証明書から開催案内等まで列挙されているが、この「受講したことによる添付書類」とは、何を確認するために提出させるのか。実際に研修会に参加したという「活動の有無」を確認するものだとすると、果たして開催案内等で十分なのか。一方で、研修会の「内容」を確認するものだとすることであれば、受講証明書などではなくて、開催案内やレジュメなどの書類が必要になる。この表現では、更新申請者がどのようなものを添付すればよいのか悩んでしまうのではないか。
- 伊藤上席公文書専門官 まず、1点目の認証アーキビスト審査規則別表2に定める標準点数の考え方であるが、備考にあるとおり「点数に該当する例を示したもの」としている。つまり、事例とそれに対応する標準的な点数を示しており、最終的にはやはりアーキビスト認証委員会でご判断いただきたいと考えている。ただし、委員会ではゼロから一点一点のご判断をいただくということではなく、「よくある質問（FAQ）」等を詰めていく過程で、もう少し具体化を図り、審査の前に委員の先生方にお諮りしたい。
- 2点目については、まず前提として、「研修会等の受講により自らが得た知見について、更新申請書に端的に記入する」ことに加えて、受講したことによる書類を何かしら添付して

- いただくという２点セットで考えている。「更新申請書に端的に記入する」ための申請書類の様式が重要になってくる。現在検討を進めており、いましばらくお時間をいただきたい。
- 太田委員 「活動の有無とその内容」について、更新申請書には、こういう内容のものでこういう知見を得たということを書く。添付書類は、確かに受講した、そういう研修会が実際にあったということを証明するための書類を提出して欲しいということか。
- 伊藤上席公文書専門官 現段階の整理としては、そのような形で検討を進めている。
- 太田委員 承知した。「研修等の講師」の標準点数については、今回は「個別に判断します」ということが「よくある質問（FAQ）」に掲載されるが、より具体的な審査の仕方はこれから委員会で検討するということによろしいか。
- 伊藤上席公文書専門官 井口委員にいただいたご質問も含めて、「調査研究能力」についても、どう判断していくのかをより具体的に詰める必要があると考えている。今後、改めてご検討いただけるように準備を進めたい。
- 高埜委員長 ほかにご発言はあるか。
- それでは、今後も引き続き、事務局では「よくある質問（FAQ）」や更新申請様式等の具体化の検討を行っていただきたい。

（ 坂本公文書管理課長、退室 ）

議題３ 准認証アーキビスト関係規則等の検討について

- 高埜委員長 続いて、議題３「准認証アーキビスト関係規則等の検討について」、事務局よりご説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料３に基づき説明
- 前回の委員会では、「准認証アーキビスト」骨子案についてご検討いただいた。委員会終了後、高等教育機関等へ説明を行ったところ、特段の反対意見は出なかった。よって、３月３０日に「准認証アーキビスト」骨子を決定した。今回の委員会では、この「准認証アーキビスト」骨子をもとに、准認証アーキビスト関係規則等の策定にあたり、詰めていく必要がある事項、論点等について委員会のご意見を伺いたい。
- 資料３「１ 新規策定又は改正を要する規則等」についてであるが、准認証アーキビスト審査規則、同細則を新たに策定し、アーキビスト認証委員会規則については、准認証アーキビストの審査等を追加する一部改正を行いたい。
- 新規策定または改正をしていくにあたり、事前に検討すべき事項を「２ 検討事項」として８点挙げている。まず「（１）准認証アーキビストの審査規則・細則の内容（案）について」、裏面に「准認証アーキビスト審査規則・細則の内容（案）」の表を掲げている。准認証アーキビストは、認証アーキビストの３要件のうちの１つである「知識・技能等」の要件を満たした者を認定するため、認証アーキビストの仕組みと基本的には同じ形となる。よって、審査規則、細則の構成もおおむね同じ構成となる。ただし、准認証アーキビストには更新の仕組みや登録料を納付する必要はないため、該当する項目はない。
- １枚目に戻っていただき、「（２）准認証アーキビストの英文表記について」である。認証アーキビストの英文表記冒頭に「Associate」という単語をつけたい。
- 続いて、「（３）認定の要件について」。准認証アーキビストの認定の要件は、「認証アーキビスト審査規則第３条（１）イ 知識・技能等を修得していること」、これは認証アーキビストの要件の１つであるが、改めて確認したい。次に「認証アーキビストに認証されていること又は認証されたことがあること」と示している。１号申請によって認証アーキビストとなった者については、准認証アーキビストの認定要件である「知識・技能等」を既に修得しており、准認証アーキビストの認定要件を満たしているとみなされるため、本人からの希望があれば認定を行うこととなる。なお、２号申請で認証を受けた認証アーキビストの方については、体系的には「知識・技能等」を修得していないが、十分な実務経験と調査研究実績をもって１号申請の者と同等と認められるという整理を行ってきているため、認定対象に入ると整理している。この点についても委員会で度々議論が行われてきたが、改めてこの場で

確認をしたい。

続いて、「(4) 公表情報について」である。「准認証アーキビスト」骨子の「8 認定」の項目に、「国立公文書館長は、アーキビスト認証委員会の審査において要件を満たしていると認められた者を公表し、その旨を申請者に通知する」と定めている。これを踏まえ、合格者である認定された者については、「①氏名」、「②認定番号」、「③認定年月」の3点を公表したいと考えている。なお、認定後の情報更新は行わないこととしたい。

続いて、「(5) 審査結果の通知方法について」。館から申請者本人に対し、審査結果の通知文をメールで送付することを考えている。この通知方法も、認証アーキビストの審査結果の通知方法と同様に、紙では送らないということである。

続いて、「(6) 審査結果の通知内容について」である。認定された者については、「①氏名」、「②認定番号」、「③認定年月」の3点は「(4) 公表情報」と同じであり、これに「④大学院修士課程の科目を修得した大学院の名称、又は関係機関の研修の機関名称」を加えたい。つまり、申請者本人には、どこで「知識・技能等」を学んだかという情報を加えて通知したい。なお、公表情報から「④」を除いた理由は、大学院名を公表したくない方がいるかもしれない、また、当該情報は学歴情報に該当する場合もあると考え、公表情報には含めないこととした。

「(6)」の2ポツ目の「認定に至らなかった者については、その理由を含めて通知する」としていることについて。基本的に科目の修得、研修の修了が認定の要件であるため、認定に至らないということは考えにくい、平成22年度以前の科目修得・研修修了をもって申請する方がいる可能性もあり、そのような方がおられた場合は、理由を含めて通知したい。同様に、あまり例はないと想定されるが、海外の大学院、研修で学んだ方については、委員会で個別に判断いただくことになるため、もし認定に至らなかった場合には、その理由を通知することにした。

続いて、「(7) 高等教育機関による取りまとめ申請方法及び審査結果の通知方法について」。高等教育機関側から、取りまとめ申請する方法も検討してよいのではないかという声があったため、館で検討を進めてきたところであるが、高等教育機関には、個人申請用の申請書類を束ねて提出いただく方法としたい。そして、館から申請者本人へ、申請書類を受け付けた旨をメールにて通知をしたい。これはメールの送受信が可能か事前に確認しないと、審査結果の通知ができないことになりかねないからである。その上で、館から申請者本人へ審査結果の通知文をメールにて送付したい。そして、取りまとめを行った高等教育機関へは、認定された者の一覧を公表した旨を連絡したい。

最後に、「(8) 准認証アーキビストと認証アーキビストを両方取得した際の名称使用について」。この点も、これまでの委員会で度々意見が出ていたところであるが、館としては、特段の制限を設けず任意としたい。よって、規則・細則等に明記はしないことを確認したいと考えている。

なお、高等教育機関に対して認定された者の一覧を公表した旨について連絡する点については、規則・細則よりも運用面の話になるため、今後、高等教育機関のご意見も聞きながら、改めて詰めていきたい。

最後に、今後の予定について。3月の委員会でお示したスケジュールから大幅な変更はない。次回の委員会においては、准認証アーキビストの規則・細則等の案をご検討いただき、ご意見を踏まえながら准認証アーキビストの規則・細則等の策定、「准認証アーキビスト 申請の手引き」の公表を行いたい。公表後は、准認証アーキビストの申請についての説明会等を実施する予定である。同時に採用側となる公文書館等の関係機関への説明も十分行ってまいりたい。来年令和6年2月には申請の受付を開始、受付期間は約3か月を想定しており、4月と6月に認定を2回行う予定である。説明は以上である。

○高埜委員長 委員の先生方、何かご発言はあるか。

検討事項の「(3) 認定の要件について」、「認証アーキビストに認証されていること又は認証されたことがあること」を明記している。認証アーキビストが准認証アーキビストへ申請することがあるのだろうか。

そのようなことも含め、先生方、ご意見などをお出しいただければと思う。

- 井口委員 今、高埜委員長がおっしゃった件について発言すると、更新しなかった元認証アーキビストの中には、やはり准認証アーキビストは取っておきたい人もいるかもしれない。
- 高埜委員長 事務局の想定はそういうことか。
- 伊藤上席公文書専門官 井口委員のおっしゃるとおりである。認証アーキビストの有効期間は5年であり、更新の仕組みを設けている。更新できなかったときに、元認証アーキビストであることを名乗ってもらうことに特段の問題はないと考えるが、やはり准認証アーキビストも取得したいという本人からの希望があれば、認定することとなる。あくまで本人が希望した場合に限りということになるが、そのような整理をしている。
- 高埜委員長 承知した。更新が今後始まって、中には更新できない方もでてくるだろう。そうならないことを願うが、あり得るということで、この点については理解した。
ほかの先生方から何かあるか。
- 太田委員 今の想定からすると、「認証アーキビストに認証されていること又は認証されたことがあること」の文章は、「認証されたことがある」という部分だけで十分で、「認証されている」という部分は必要ないのではないかと思うが、いかがか。
- 伊藤上席公文書専門官 ご指摘の点についても検討したが、認証アーキビストは、1月1日から、4年後の12月31日までの5年間が有効期間になっている。一方で、准認証アーキビストは、令和6年の4月と6月、2回の認定を設ける予定である。今の想定では、例えば12月末で認証の有効期間が切れた場合、3か月の空白期間ができてしまうため、更新が難しいとお考えの方の中には、認証の有効期間内に准認証アーキビストへの申請を考えられる方もいる可能性があると考えている。
- 中島統括公文書専門官 今の太田委員のご指摘には、2つの意味合いがあるのではないかと受け取った。1つは、現に認証されている人も、「認証されたことがある」という一言で包含できるのではないかという、言葉遣いの問題かと思う。確かにそれはそのとおりであるため、そういう書き方もあるであろう。
逆に、より本質的な問題として、言わば制度設計といったときに、なるべく間口を広げておくことを考えている。であるからこそ、「知識・技能等」を体系的に修得しているという要件と「認証アーキビストに認証されていること又は認証されたことがあること」という要件が、そもそもあるということになる。
また、更新ができなかった、しなかったということにもいろいろなパターンがあり得る。例えば長年アーカイブズの現場で仕事をしてきた方が、定年などで退職し、実務経験を継続していくことが難しくなることがある。そのほかにも例えば定期的な異動でアーカイブズの現場に入り、実務経験も積み、知識・技能等も修得し、調査研究実績も出すという方もいる。それは必ずしも一方通行的、右肩上がりのキャリアライフのコースだけでなく、循環するようなキャリアライフというようなことも考えられる。そうすると、例えば一旦離れた方が更新できなくなったときにも、元認証アーキビストというよりは准認証アーキビストと正式に名乗り、いずれまたアーカイブズの現場に戻ってこられるよう、人事意向調書などに書くということも考えられるのではないか。そういった意味でも、間口を広げることが、これからの多様な働き方や人生の歩み方に対応できる仕組みになり得るのではないかと考えているところである。
- 井上委員 よろしいか。
- 高埜委員長 どうぞ。
- 井上委員 細かいことであるが、2点確認したい。1点目が「(4) 公表情報について」で、認定後の情報更新は行わないとのことであるが、例えば結婚などによって氏名が変わった場合はどうするのか。
2点目は、「(5) 審査結果の通知方法について」と「(6) 審査結果の通知内容について」である。通知は、電子メールによって行くとされ、また、その通知内容は、公表情報に「④大学院修士課程の科目を修得した大学院の名称、又は関係機関の研修の機関名称」を加えたものとされている。この「④」が通知内容に加えられる理由は、本人が就職などの際に、どこの大学院、研修機関で「知識・技能等」を修得したのかを示す目的と理解した。そうだとすると、審査結果の通知が電子メールによる通知でよいのか。

- 伊藤上席公文書専門官 まず1点目の結婚等により氏名が変わった場合については、今日いただいたご意見を基に、運用をどうするか改めて考えていきたい。
- 2点目については、当館としては、特に就職活動などの場合、ホームページに氏名、認定番号、認定年月を掲載しただけでは、同姓同名の方がいるという問題が起きてくるだろうと想定し、本人への通知文の中に「知識・技能等」を修得した大学院名等を示すことで、この審査結果の通知文を本人が採用側へ提出すれば、採用側がホームページ上の掲載情報と履歴書などと照らし合わせて、確認できるのではないかと考えた。
- 鎌田館長 採用側に提出するものは、メールのコピーということか。
- 伊藤上席公文書専門官 審査結果の通知はメール本文ではなく、通知文をファイルとして添付する形を検討している。
- 井上委員 電子メールに添付された通知文の書面、つまり添付されたPDFファイルが一種の証明書としての役割を果たし得るということか。
- 伊藤上席公文書専門官 そのとおりである。
- 井上委員 承知した。
- 高埜委員長 ほかにはいかがか。
- 大友委員 前回の委員会の際に発言したことであるが、准認証アーキビストの認定が4月と6月の2回に分かれてしまうと、資格制度として、不平等にならないか。同じ年度で勉強してきた人でも、4月に認定された者は、4月冒頭から資格を社会に対してアピールできるのに対して、6月に認定された者は採用などに間に合わないというようなことが起こる。どのような議論があったのか、なかったのかも含めお話を伺いたい。
- 伊藤上席公文書専門官 まず前回委員会において、当館としては4月認定と6月認定という2回の認定を検討していると説明をした。認定時期を2回設けるとした点については、昨年12月に高等教育機関等に対し、准認証アーキビストの申請・審査・認定手続の検討に係る調査を行ったところ、高等教育機関側の中から養成コースの修了時にできるだけ合わせて認定してほしいという声があがり、一方で4月に認定を行うスケジュールでは、成績証明書等の発行が間に合わないという声もあったため、高等教育機関側のそれぞれの要望に沿った形で2回の認定時期を設定したところである。ただ、これから運用を重ねていく中でどういった形がよりよいのか、もう少し整理ができるのではないかと考えているところである。
- 大友委員 学芸員や司書などは卒業と同時に資格を得られる形になっているので、大学の事務的な手続の話ではなく、学生にとってどうなのかという観点から、可能であれば3月末辺りに資格が与えられるような仕組みをつくっていくことが必要なのではないかと思う。
- 中島統括公文書専門官 補足であるが、前回の委員会でご指摘、ご懸念をお示しいただいたことも踏まえ、委員会終了後に高等教育機関等への説明、協議の場を設けたが、特にその場では各高等教育機関等からは同様のご指摘やご懸念などは出なかった。
- 高埜委員長 3月上～中旬は、大学側は成績証明書が発行できるかできないかという微妙なタイミングである。なお検討を進めて、大学側にも意見を聞いてもよいかもしれない。
- 太田委員 井上委員のお話に関連して発言したい。検討事項の「(6) 審査結果の通知内容について」の「④大学院修士課程の科目を修得した大学院の名称、又は関係機関の研修の機関名称」という点について、2号申請で認証アーキビストに認証された人は、記載する大学院の名称、研修の機関名称のどちらもない。よって通知文の表現は難しくなるかもしれない。
- もう一つは、規則類の建付けであるが、認証アーキビストの審査規則・細則があつて、准認証アーキビストの審査規則・細則がある。両者は同等に並んでいるのでそれぞれ独立した建付けになっていると思うが、実際には、准認証アーキビストは「准認証アーキビスト」骨子にもあるように、アーキビスト認証の一環として実施される。認定要件についても、認証アーキビスト審査規則第3条第1号が基にある規則である。よって、アーキビスト認証の一環であるという位置づけがどこかできちんと表されるようにしていただきたい。
- 高埜委員長 ほかによろしいか。今日の委員の先生方からのご質問あるいはご意見などを踏まえ、今後、事務局でさらに詰めていただきたい。

議題4 その他

○高埜委員長 それでは最後に、議題4「その他」について、事務局からお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 冒頭の館長挨拶にもあったが、6月9日に、全国公文書館長会議を開催する。テーマは、「アーキビストの育成・輩出、採用・配置」である。東北大学の加藤諭准教授からは、高等教育機関側におけるアーキビスト養成について、そして、大仙市アーカイブズ及び滋賀県立公文書館からは、専門職採用についてご報告いただく予定である。全国の公文書館の館長が集まる会議であるので、情報共有を図っていただき、できれば横展開をしていただきたいと考え、準備を進めている。

また、認証アーキビストに関するリーフレットを3月末に作成した。全国公文書館長会議では、会場にご参集いただいた方にはお配りする予定である。なお、中央大学大学院と筑波大学大学院は認証アーキビスト審査細則へ追加するまでは掲載できないため、大学院の情報は昨年度のものになっている。機会を見て、増刷、修正ができればと考えている。

○高埜委員長 ただいまの件で何かご発言はあるか。よろしいか。

それでは、本日の議題は以上である。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 大変長時間にわたり熱心にご議論いただき、ありがとうございました。本日頂戴したご意見やご質問を踏まえ、館内でさらに議論を進めて、次回に向けての準備を進めたい。

次回は9月に委員会を開催する予定としているが、准認証アーキビストの関係規則等の具体化、「准認証アーキビスト 申請の手引き」等についてご審議いただく予定である。引き続き、ご高見をいただけることを期待して、本日の閉会のお礼の挨拶とさせていただきます。

○高埜委員長 最後に事務局から連絡事項をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 本日の委員会の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。

次回の委員会は、9月の開催を予定している。ご多忙のところ恐縮であるが、ご出席のほどをお願いしたい。

○高埜委員長 以上をもって、第19回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上